

『標準的な運賃』を届け出ましょう!!

トラックの運送事業における適正な運賃・料金の収受に向け、国土交通省は令和2年4月24日に「標準的な運賃」の告示を行いました。

>> 『標準的な運賃』とは…

トラック運送業界は、荷主に対する交渉力が弱く適正な運賃を収受できない状況にあり、長時間労働・低賃金による慢性的なドライバー不足に陥っています。また、今後は『月60時間超の時間外労働の割増賃金率が25%から50%へ引上げ』や『年間960時間の時間外労働の限度時間の設定』等、働き方改革に対する適切な対応が必要不可欠とされています。

「標準的な運賃」とは、トラック事業者が法令を遵守し、持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を国が示すことにより、荷主からの適正な運賃を収受しやすくなり、業界が抱える問題の解決につながるよう設けられたものです。



参考：働き方改革に伴う改正点

月60時間超時間外労働
割増賃金率

25%→50%に引き上げ⇒令和5年4月から適用

自動車運転業務
時間外労働の上限規制

年960時間⇒令和6年4月から適用

※年960時間といえば、月平均80時間、20日間運行としても1日当たり4時間の計算となります。

>> 『標準的な運賃』を活用するためには…

運賃・料金の変更届が必要です!!



運賃料金 変更届出書

運賃料金変更届出書は標準的な運賃を設定するための書面です。



運賃料金 適用方

標準的な運賃を活用するに際しての具体的な適用ルールです。運賃料金適用方のひな形を参考に作成してください。

※2つの書類を3部作成し、届出します。届出様式及び届出の参考資料につきましては、全ト協HPをご覧ください。



>> 岩ト協会員事業者支部別届出提出状況

令和3年6月10日時点での、各支部毎の提出状況は以下の通り。未提出の事業者は、ご対応の程よろしくようお願い申し上げます。

【支部】対象事業者（件数）／提出率（％）				※令和3年6月10日時点
【中央】122（14）11.5%	【花巻】40（12）30.0%	【北上】23（2）8.7%	【水沢】42（2）4.8%	
【一関】58（4）6.9%	【大船渡】34（7）20.6%	【釜石】19（0）0%	【宮古】26（5）19.2%	
【岩泉】11（2）18.2%	【久慈】30（18）60.0%	【二戸】25（2）8.0%	【路線】2（0）0%	

★対象事業者＝県内本社事業者数。（ ）内は届出件数。

⚠ この『標準的な運賃』は、令和5年度末までの時限措置とされており、将来的に国に対する制度の延長を要望する場合に運賃料届出の割合が低い状況にあれば、延長の必要性が疑問視され延長が困難となることも予測されます。トラック運送業における取引の適正化・労働条件の改善のためにも届出を行って頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

『標準的な運賃』の詳細については全ト協HPをご覧ください。

届出様式や標準的な運賃の趣旨・目的、告示や通達の内容、運賃料金適用方等の解説をした「標準的な運賃普及セミナー」のYouTube動画等…様々な情報が掲載されております。是非ご活用ください。

検索サイトにて『全ト協 標準的な運賃』で検索いただくか、右記QRコードよりアクセスできます。

全ト協 標準的な運賃



全ト協HP
QRコード

